

令和8年4月1日

申請者各位

神戸市建設局道路管理課

神戸市における特殊車両通行許可申請の取り扱いについて

本市における特殊車両通行許可業務について、より効率的かつ公平な運用を行うため、下記のとおり取り扱います。申請者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 受付順による処理について

- ・公平な業務執行を確保するため、原則として申請は受付順に処理します。
- ・申請書類に不備がある場合は、不備が解消された時点での受付となります。

2. 申請書作成時の『車検証情報との照合』について

- ・申請車両情報登録メニュー画面において、「車検証情報との照合」ボタンを押下し、入力した車両諸元情報と車検証情報との照合結果を必ず確認してください。
- ・照合結果にエラーが表示された場合は、入力内容を確認のうえ、エラーを解消してください。
- ・詳細については「オンライン申請支援システム操作マニュアル」を参照してください。
- ・なお、システムの正しい入力方法については、「特車運用事務局」にご相談ください。

3. 申請書提出前の『簡易算定』について

- ・作成した申請は、提出前に特殊車両申請システムの『簡易算定』を必ず実施してください。
- ・簡易算定では、入力不備や通行条件、通行不可、個別審査、個別協議の情報が事前に確認できませんので、内容を十分にご確認ください。
- ・簡易算定結果に基づき、必要に応じて各道路管理者に確認のうえ、経路修正等を行ってから提出してください。
- ・なお、簡易算定はあくまでシステムによる簡易的な判定であり、本審査の結果、通行条件等が変更となる場合があります。
- ・適切な経路で申請いただくことで、不許可を回避できるほか、個別審査による他の道路管理者との協議件数が減少し、審査の迅速化につながります。

4. 申請書提出後に通行不可が判明した場合の対応

- ・通行不可（迂回路がない場合を含む）が判明した場合は、できるだけ速やかにお知らせします。申請者において当該道路管理者と協議するなどの対応を行い、通行可能な経路へ修正してください。
- ・経路修正に伴う申請書の差し替え分については、すべての道路管理者からの協議回答が揃った時点でお知らせします。その後、差し替え分の提出を受け付けます。
- ・差し替えの受付期間は、受付可能となったことをお知らせしてから原則1か月以内とします。期限を過ぎた場合は、当該経路を不許可となります。
- ・差し替え後の再算定により、再度通行不可（迂回路がある場合を含む）となった場合は、当該経路は不許可となります。必要に応じて経路を修正のうえ、新規申請を行ってください。

5. 申請書の提出先(申請窓口)について

- ・審査の迅速化を図るため、申請書の提出先は、申請経路の起点・終点等を管轄する国土交通省地方整備局、都道府県、または政令指定都市の申請窓口としてください。
- ・これら以外の窓口を選択した場合、申請書の確認や審査に時間を要し、許可証の発行までに時間がかかる場合があります。

この取り扱いは令和8年4月1日より適用いたします。

参考ウェブサイト

①申請においては、国土交通省の以下のページをご覧ください。

<https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html>

「特殊車両通行申請手続き」、「オンライン申請支援システム操作マニュアル」、「特車運用事務局」の連絡先が掲載されています

②通行経路選択時には、以下のページから道路障害情報等をご確認ください。

「道路情報便覧表示システム」<https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/digimapJ/roadinfo>

③特殊車両申請支援システムについては、以下の資料をご覧ください。

「特殊車両オンライン申請システム」操作説明資料、「よくある申請書の不備の事例」

(①のページ→「各種ダウンロード」→「オンライン申請の“概要版”説明資料」)

(連絡先) 神戸市建設局 道路管理課 特殊車両担当 078-322-0223

以上